



I-OWA マンスリー・セミナー座談会より 終末に向けての準備を考える

座談会：永井 勝巳氏、参加者のみなさま
レポーター：赤堀 薫里

参加者 | 民事信託を、信託銀行ではなく、弁護士さん等個人にお願いする場合がありますが、知識にバラつきがあると思います。少し複雑なスキームの場合など、危ういことも予想されます。誰に頼めばいいのでしょうか。信託協会がありますよね。そこに行けばいい人を紹介してもらえますか。

永井 | それは無理だと思います。

参加者 | 自分で調べるしかないのですか？今は、色々な業種の方が家族信託のビジネスを手がけているようですね。

参加者 | 家族信託はブームなので、様々な場所でセミナーを開催していますが、実際に実務をやっている人は本当に少ないのが現状です。不動産関係を年十数件とやっている人もいます。反面、経験はありませんが「やります！」と言っている人もいます。一般の方からすると、専門家を探すのが難しいのではないのでしょうか。



永井 | 専門家自体がいないと思います。その仕組みをやった後、将来、何か問題が起こった事例がまだないので、対処の仕方がわからないでしょうね。

参加者 | 実際に担い手がいないですね。金融機関は対応してくれるところが少ないです。信託の仕組みを作ろうとしても、信託名義の口座を作ってくれる金融機関が限られています。その辺がどう広がっていくのか。金融機関側からすると儲からないのでやりたくない。でき



長期投資仲間通信「インベストライフ」

れば他にいってこれという感じです。信託銀行はそれなりの規模がないとやってくれない。

岡本 | 信託をした場合に、受益者から運用の指図はできないという話があります。例えば、教育資金贈与信託や特定寄付信託等はどうでしょうか。教育資金を違う子どもに渡すという自由度はありませんよね。

参加者 | それは、どちらかという信託目的ということで、この資金は運用してこの孫に渡してくれということ委託者がします。

岡本 | サントリーが特定寄付信託として愛鳥基金をしていますが、その場合、どの鳥のためのNPO法人にお金を渡すという指示をサントリーはできませんか？

永井 | ある程度はできます。例えば巣箱にお金が回るようにするというような大枠の指示ならできます。投資信託の運用スタイルもそうですよね。

岡本 | 運用方針ですね。

永井 | そうですね。投資信託であれば、「海外に投資してください」とか「債券に投資してください」というような指示ができます。その枠組みと同じような枠組みで、愛鳥基金であれば、「研究機関に資金援助してください」とか、「愛鳥活動をしている市民に渡してください」という指示はできます。

岡本 | 投資信託の場合は、「何か、儲かりそうな株に投資してください」ではまずいですよね。と言って「この銘柄を何株いくらで買ってください」という運用指図は出来ませんよね。

永井 | それはこのスタイルでは受けつけられません。これは、運用する目的ではありません。逆に言えば信託銀行が運用して失敗したら、当初の一億円が一億円渡らないわけじゃないですか。もし9,000万円になってしまったら受託者として失格なわけですよ。だから、元本保証の超低金利のもの、合同運用金銭信託なのですが、それでしか運用できません。

岡本 | つまり、投資信託とは種類が違うということですね。

永井 | そうですね。運用ではなく、定期預金のような最低の利息しかつかない状態で、誰に渡すのかという行先と、期間はいつ渡すのかという指示になるわけです。



長期投資仲間通信「インベストライフ」

参加者 | 教育資金贈与信託を3年前に祖父母から孫にやってもらいました。今は超低金利なので、元本プラス100円ちょっと増えるくらいです。会社側からいうと全然儲からない話ですよ。全然コストもとられていませんからね。

永井 | 儲からないですね。「なんでそんなに一生懸命PRするのかな?」と思っているくらいです。新しくお金が入ってくればいいのですが、自分の銀行の中のお金を振り替えているだけなのでね。たまには新しいお客様が入ってくる場合もありますからそういうメリットもなきにしもあらずではありますが。

岡本 | 支配資金が増えればいいのですけどね。

永井 | 今、お金がきても運用先がないですから、こういうものは赤字だと思いますね。超低金利ですから。事務コストはかかります。教育資金ですと、学校の授業料や入学金は明確にわかりますが、塾代には上限金額がありますからね。手間がかかります。

参加者 | 毎年封筒が送られてきて、実際にかかった費用を知らせるように連絡が、手間がかかりますよね。

永井 | 多分赤字だと思います。

参加者 | 信託銀行さんとしては、それで遺言を取りたいと私は認識していますがどうでしょうか。

永井 | 遺言だけではないですね。

参加者 | 教育資金贈与や暦年贈与信託単体では全部赤字だけど、遺言が取れる。遺言だけでは赤字だけど、最後の財産を分ける執行のところでごそっと取りたい。そのために集めている。

永井 | そうですね。これをやる方は、お金を持っている資産家で、高齢の方です。そのビジネスにつながるのが早いだろうと思うわけです。

参加者 | 証券会社も、個人の投資家が、お父さんから子どもに証券を委託するということをやっていますね。

参加者 | 講演の最初の例として出て来たマイケルジャクソンのファミリートラストは日本でいう遺言信託と同じですか？



長期投資仲間通信「インベストラ이프」

永井 | 遺言信託ではないです。まさに信託ですね。遺言信託というのは信託銀行が作っている単なる商品名です。法律でいう信託ではありません。

永井 | 亡くなると銀行口座が閉鎖されますよね。そうなりとお葬式代が払えないとみなさんが心配します。そこにつけこんで、100万～300万円のお金を信託するように勧めるわけです。信託すれば亡くなった場合、すぐ息子が引き出せますからね。

参加者 | 遺言代用信託ですね。

参加者 | 実際、実務的にお金持ちの方が亡くなった場合、本当にお葬式代も引き出せないことはどれくらいの割合でありますか？

永井 | みな引き出せないです。

参加者 | 亡くなったと言わなければ引き出せますよね？

参加者 | 実際はカードの暗証番号を知っていれば出せちゃいますよ。

参加者 | お金持ちでもそういう心配はいらないわけですかね。

永井 | 僕のいた信託銀行は、少なくとも新聞はチェックしていますから、新聞に載るような方は駄目ですよ。

岡本 | 「何月何日に亡くなっているはずなのに引き出している」というような、遡ってチェックすることはありますか？

永井 | それは、税務調査の時に税務署が行います。

参加者 | 状況に応じて葬式代ぐらいは銀行がどうにかすると聞いています。

参加者 | 銀行は状況に応じて対処しています。個別対応で出してくれますね。

岡本 | 私の体験から言うと、父親が入院した時に、銀行のキャッシュカードの暗証番号がわからず大変困りました。そういうことは何らかの形で家族などにわかるようにしておかなくてはいけないですね。



長期投資仲間通信「インベストラ이프」

- 参加者 | 貸金庫がいいですよ。本人以外にもう一人設定できますよね。口座が封鎖された時に、財産の一覧表を記したものや、権利書を貸金庫に入れておけばわかります。
- 永井 | 貸金庫より、今流行のエンディングノートを作ればいいですよ。貸金庫の場合、口座と同じで亡くなった時にすぐ開けられなくなります。本人が生存している場合は代理人でもいいのですが、亡くなった後は代理人も開けられなくなります。
- 岡本 | やはり、大切なことはきちんとエンディングノートや口座の記録などを整理し、何かあったときに必要とする人がわかるようにしておかなければいけない。みなさん、よく準備をしてくださいね。今日はありがとうございました。